

野外焼却が原因で
火災 になっています



比企広域消防本部管内の空地や田畑等で
発生した**火災**の

65%以上が**野外焼却**を
起因としています。

令和5年は管内で94件の火災が発生しており、
野外焼却が原因で住宅や山林へも延焼拡大しています。
また、死傷者が発生した火災も複数件発生しています。

野外焼却等については、各市町村の環境担当課
または、お近くの消防署へお問い合わせください



比企広域消防本部 予防課
☎ 0493-23-2268

野外焼却を行う際は**消防署への届出**が必要です **届出は野外焼却を認めるものではありません**

※野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で**原則禁止**されています
(例外として認められる廃棄物の焼却は以下のとおり)

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

**近隣からの苦情があった場合は、
焼却行為を中止していただくことがあります。**
**風向き、燃やす量、時間帯など十分注意し
周辺へ最大限の配慮をお願いします。**

やむを得ず焼却を行う際は、
以下の事項に注意をして下さい



強風・乾燥注意報が発表
されている時は中止する



必ず監視人を置く



水バケツや消火器等の
消火用具を準備する



焼却は小分けにして
実施する



焼却後は確実に
消火する